



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団

〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40

金沢合同法律事務所

発行日：2015年1月14日 第2号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

新代表あいさつ



全国B型肝炎訴訟北陸原告団代表 川上ゆきえ

新年あけましておめでとうございます。

私は昨年9月の総会時に代表に選任された川上ゆきえです。

自己紹介として、私の訴訟への参加のきっかけや和解状況などについてお話しします。

平成21年当時、私の病態は無症候性キャリアで要経過観察だったのですが、ある時、主治医から「次回は家族の方とお越し下さい。」と告げられ、その後、慢性肝炎に進行した事実を告げられました。そのことを母に伝えたところ、母は、「私のせいだ。ごめんなさい…ごめんなさい。」と何度も何度も私に謝罪しました。そして、母は、苦しさのあまり体重が激減してしまいました。



家族は誰も感染しておらず、私一人だけ感染していた状況の中、前代表の岡村氏が訴訟を提起したことを知り、私はすぐに提訴に踏み切りました。平成22年3月のことでした。その後、平成23年6月28日に国(当時、菅首相)が謝罪した上、基本合意が成立し、そして、平成24年4月に、ようやく私についても和解が成立したことで「母のせいではない。」ことが証明され、母の苦しみを取り除くことができました。

国からの謝罪があっても病気とは一生付き合わなければなりません。1人で孤独に病気と向き合い、落ち込んで行く自分が本当にイヤでした。だから、私は、北陸や全国の皆さんと一緒に原告団活動をするようになりました。

今までいろいろな活動を通じて、小さな力が大きな力になることを実感していますので、少しでも同じ仲間と共に生きて行きたいと思っています。皆様も仲間作りから始めてみませんか。

今年一年、活動を生き甲斐と思えるように頑張りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

オール関西肝炎サポート大集会に参加しました！

平成26年11月16日、グランフロント大阪ナレッジシアターで開催された「オール関西肝炎サポート大集会」に北陸からも原告4名、弁護士3名が出席しました。

出席者が会場からあふれ出るなか、開会挨拶 → ビデオによる肝がん原告の座談会 → パワーポイントによる医療費助成実現への説明 → 大学生による朗読劇 → ナレーションによる医療費助成実現へのスライドショー → 関連団体挨拶 → 閉会挨拶と淡々と進行されましたが、各内容はそれぞれ目的を十分に達成したものでした。

しかも、その間に市町村議員、府・県議会議員、国会議員40数名の挨拶が3～4回に分けてあり、2時間10分滞りなく全てをやりきったとの印象を受けました。

綿密な計画と日頃の活動成果によって実現できたと推察され、全国の他の地域にも相当なインパクトを与えたのではないかでしょうか。

大阪原告団・弁護団の皆様には大変なご苦労があったと思いますが、その活動力はすごいの一言でした。



(原告 NO 8)

提訴にあたっての意見陳述

福井県女性

私がB型肝炎という病名を知ったのは、妊娠の定期検診の血液検査の結果を聞いたときでした。先生の説明に衝撃を受けました。

この病気は人にうつる怖い病気で、血液感染をするから子供を産む時に100%うつると告げられました。幸い、私はB型肝炎の抗体はあっても、人にうつる抗体はないことがわかり少し安心しました。しかし子供が生まれ、血液検査をするまで信じられませんでした。第二子は怖くて諦めました。うつらないとわかつても、私の病気が原因で、家族が万が一同じ病気になってしまったらと今でも悩んでいます。

B型肝炎で差別されたことがあります。出産で入院した病院にいた時、人にうつらないはずなのに、トイレを指定され、汚物入れも指定されました。「あなたはB型肝炎だから仕方がない」と言われました。B型肝炎というだけで差別を受けることを知りました。社会で仕事をするには、隠し通すしかないと思いました。

私はなぜB型肝炎になったのでしょうか。血液感染で母親からうつったのか？違いました。母親には病気はありません。調べていくうちに、予防接種の注射器の使い回しがわかったということがわかりました。どうして使い回しなんてしたのでしょうか。節約だったのでしょうか。それが原因で多くの人が感染し、病気と闘い苦しんでいます。私は現在、慢性肝炎です。今後肝硬変や肝臓癌になっていく恐怖とも闘っています。

国はもっと支援をしてほしいです。B型肝炎の治療をもっと援助してほしいです。B型肝炎とわかっている人は、氷山の一角です。もっと全国に呼びかけてほしいです。私のように辛い思いをしている人を差別なく全員救ってほしいです。B型肝炎の人が安心して生活できる環境を早急に構築してほしいです。

～～～ 和解原告より ～～～

これまで和解された原告の皆様から多くのコメントを頂きました。一部ですがご紹介します。

・和解成立を受けて

福井県30代男性

和解成立予定のご連絡を受け、すこし心が落ち着いてきました。

今まで私は、私の体が肝硬変になってしまっている為、いずれは肝臓がんになって死ぬのかと辛い気持ちで過ごしてまいりました。

お金もなく、生命保険はB型肝炎だとわかると、全て断られ、先行き暗い気持ちで生きてきました。

しかし、この度の和解で補償して頂ければ、治療が続けられるので、ほんの少し光が見えてきました。

肝硬変との戦いは続きますが、出来る限り頑張って生きてゆこうとおもっています。

この先、私のような人生を送っている人達を少しでも救っていただきたいと心から願っています。

オレンジ通信第1号を読んで

福井県原告 松下

オレンジ通信第1号、楽しく読ませていただきました。皆様方の活動の様子や北陸B型肝炎訴訟の現状がわかり、とても嬉しく思っています。

私はこの活動を初めて6年、和解してから2年あまり経ちますが、今一つ自分自身の活動姿勢に疑問を持っています。もっと皆様方の為にできる活動があるのではないかと事あるごとに思います。このように考えている人は、私だけではないように思います。このような人びとのインタビューの記事などがあったら嬉しいです。

オレンジ通信第2号、第3号の発刊を楽しみに待ってます。

全国B型肝炎訴訟は
幼少期に受けた集団予防接種の際
注射器が使い回しされることにより
B型肝炎ウイルスに感染した
患者の方々を救済するために
国に対し損害賠償を求める集団訴訟です

ご自分やご家族
B型肝炎患者の方
お心当たりのある方など
一人で悩まずに
まずはご相談ください





提訴を迷っている方へ “特措法” は時限立法！期限内の手続きを！

「相談したけれど、カルテを取り寄せたり、親族に血液検査を受けもらったり手間がかかる」「キャリアだと金額が十分ではない」「裁判にかかる費用が莫大なのでは」等さまざまな不安があり、提訴を迷っている方もいらっしゃると思います。

しかし、給付金支給の根拠となる「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(特措法)は、現時点では【2017年1月12日まで】という期限が設けられております。

例えば、キャリアの方であれば、この期間内に裁判を起こしてキャリアである認定を受けておけば、期間経過後に慢性肝炎等を発症したとしても、発症

した病態に応じた給付金を受けることができます。

しかし特措法期限内に裁判を起こさなかった場合は、将来、慢性肝炎等の病態が悪化しても、現在と同じ補償を必ず受けられる保証はありません。

キャリアや慢性肝炎の方も将来、肝硬変、肝がんを発症する可能性は否定できません。給付金が支給されるまで、弁護士費用もかかりません。

訴訟するのは「今でしょ！！」と、ぜひ一步を踏み出してください（ちょっと古いかも（笑））。

全国で同じ原告の仲間が1万3000人以上、北陸でも約300名いますので、お気軽に悩みをご相談ください！

福井原告団世話人を引き受けて

福井県原告 野世

今回福井の世話人になりました野世と申します。2013年12月に提訴して以来、原告団との接点はただ通信をいたただくだけで、私自身からのかかわりはまったくありませんでした。ですから世話人をお引き受けしたものの、右も左も何も分からぬ状態です。これまでに総会交流会、役員世話人会、福井交流会と出席させていただき、少し雰囲気が分かってきた程度です。

原告団に顔を出して分かったことは、この団体は弁護団との協同活動だということ。そして原告の参加者が少ないということでした。おそらく弁護団の皆さんこの問題に対する認識の高さにくらべて、原告のそれは、私自身がそうであったように、自分の和解だけが目的であることが多いためではないかと思います。問題の本質を問うていく学習が必要だと感じました。

交流会を通して、さまざまな原告の置かれている深刻な立場が少しずつ見えてきました。幸い私自身は病状も落ち着いており、差別を受けることもなかったのですが、より大きな苦しみを抱えている原告たちの状況をお聞きしながら、少しでも前進できるよう、お手伝いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

真相究明・再発防止シンポジウムが開催されました！

2014年12月21日午後1時30分から、東京・四ツ谷にある主婦会館で「集団予防接種によるB型肝炎感染拡大の真相究明・再発防止を考えるシンポジウム」が開催されました。参加者は約160名で会場は満員。北陸からも、弁護士4名、原告1名が参加しました。

まず、冒頭で、5人の原告が約18年間に渡り国と闘った先行訴訟の経過やその最高裁判決の内容、また、「検証会議」(国と原告団・弁護団との間で締結された基本合意に基づき、厚労大臣が設置した、真相究明・再発防止のための検討会のこと)で明らかになった真相などが大変わかりやすく報告されました。

そして、締めくくりとして、「真相究明・再発防止の過去・現在・未来」と題して、対談が行われました。対談の参加者は、全国原告団代表の田中さん、九州原告団代表の梁井さん、全国弁護団事務局長の奥泉弁護士等(この3人は、検証会議の委員もありました)。対談では、我々自身が、安全性よりも効率性を優先する厚生労働行政を批判的に監視し、また、明らかになった真相や被害者の苦しみを国民の皆さんに伝え続けることこそが再発防止につながる道だということが確認されました。

今回のシンポジウムの様子は録画されており、北陸でも、録画データの準備が整い次第、裁判期日後の報告会等で放映する予定です。大変分かりやすい内容になっていますので、みなさま、ぜひ、裁判期日後の報告会等にご参加いただき、シンポジウムの動画をご覧になってください！



(弁護士 西山貞義)

今後の主なスケジュール



【 裁判期日 】

日時：次回 2月 16 日(月)午後 1 時半～
次々回 4月 27 日(月)午後 1 時半～
場所：金沢地方裁判所 202 号法廷
裁判期日後には、報告・交流会を開催！
(報告・交流会は、概ね 1 時間 30 分程度)

【 原告団・弁護団交流会 in 富山 】

日時：2015 年 2 月 1 日(日) 15 時～17 時
場所：富山県中小企業研修センター 602 研修室
(富山市赤江町 1-7)
内容：生命保険会社の方をお招きして、B 型肝炎患者の保険加入の現状に關し、解説していただくなどの企画

裁判期日後報告・交流会のご案内

これまで、原告の皆様が交流する機会は、原告団総会など、限られた機会しかなく、もっと原告同士が交流できる機会を増やしてはどうかというご意見がありました。

そこで、当弁護団では、裁判期日の後、報告・交流集会を開くことといたしました。この機会に、原告の方々同士が直接交流していただき、B型肝炎に関する情報の交換をはじめ、親睦を図る契機として頂ければ幸いです。

第 1 回の集会は、2014 年 12 月 25 日の裁判期日後に開催されました。

集会では、弁護団より本訴訟の経緯や、現在弁護団が取り組んでいる恒久対策や真相究明といった活動について説明が行われた後、交流会が行なわれました。

交流会では、原告の方々同士の会話が弾み、閉会までの 30 分があつという間に過ぎてしまいました。

次回以降の裁判期日後にも報告・交流集会を開催していく予定ですので、ぜひご参加ください。



【予告】オール北陸肝炎サポート大集会のご案内

これまで、私たち全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、日本肝臓病患者団体協議会、薬害肝炎原告団・弁護団の皆様方と共に、障害者認定基準の緩和や肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を求めて運動を行ってきました。

その結果、障害者認定基準の緩和に向けた見直しが始まりました。

一方で、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成については、厚労大臣は大臣協議の場において5年以内の実現に向けて検討することを約束したものの、未だ具体的な実現の目途は立っておりません。

そこで、これまでの関係各位のご支援・ご協力に感謝するとともに、肝硬変・肝がん患者の置かれている現状をより多くの人に知ってもらい、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成が早期に実現するよう、以下の通り「オール北陸肝炎サポート大集会」を企画いたしました。この集会に一人でも多くの方にご参加いただくことが、今後の活動の大きな力になります。

この機会にご家族やご友人に声をかけ是非一緒にご参加ください。

日時 2015 年 2 月 21 日(土) 14 時～16 時 (13 時 30 分開場)

場所 北國新聞交流ホール【北國新聞赤羽ホール 1 階】

(金沢市南町 2-1)

内容 ・肝がん患者の現状に関する報告

・これまでの支援・活動の歩みに関する報告ほか

参加費無料・事前申し込み不要！

周辺案内図

